

大阪市告示第1131号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）第28条第3項の規定により、事後調査報告書の提出を受けたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告し、その写しを公告の日から1月間縦覧に供する。

令和7年8月15日

大阪市長 横山英幸

1 事後調査報告書の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 会長 十倉 雅和

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号

(2) 対象事業の名称

2025年日本国際博覧会

(3) 対象事業を実施した区域

大阪市此花区

2 事後調査報告書の写しの縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市環境局環境管理部

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館5階

(2) 縦覧期間

令和7年8月15日（金）から同年9月16日（火）まで

(3) 縦覧時間

日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

(4) インターネットを利用した方法で行う縦覧

大阪市環境局ホームページ

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011010.html>)

（環境局環境管理部環境管理課）